



日本看護協会は、認知症の人が安心して、尊厳をもって暮らしていけるよう、また、身体疾患を併せ持つ場合も、在宅・施設、医療機関等で、個別性に応じた適切な支援を受け療養できるよう、看護職の職能団体として取り組んでいる。

- 2025年6月に公表した「看護の将来ビジョン2040」において、その人の価値観、これまでの人生、これからどうありたいか、それらすべてを踏まえ、その人らしい生き方を支援する、看護の不変の理念を明記。【スライド2】
「2025年に向けた看護の挑戦 看護の将来ビジョン」（2015年 日本看護協会）においても、ケア対象者の人権と意思の尊重、どのような健康状態にあってもその人らしく暮らしていくことを支援していくことを明記。
- 医療機関・在宅領域の看護職の質の向上を目指した教育・研修、専門性の高い看護師の育成、周知・啓発を実施。【スライド3,4】
- 保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目ない提供を目的として、2026年度診療報酬改定の要望として、外来において、認知症の人に対して専門性の高い看護師が相談支援等を行う場合の評価を要望【スライド5】

生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 **日本看護協会**

看護の将来ビジョン 2040

～いのち・暮らし・尊厳をまもり支える看護～

公益社団法人 日本看護協会

1) 2040年に向けて看護がめざすもの

(1) その人らしさを尊重する生涯を通じた支援

- 看護は、人々の「健康」という観点、そして「医療の視点」と「生活の視点」の双方から人々を支えている強みを活かし、一人ひとりの個別性を重視するとともにこの先起こりうる予測に基づき、そのとき、その人にとって最適な支援を提供する。つまり、どのような場においても、どのような人に対しても、その人の価値観、これまでの人生、これからどうありたいか、それらすべてを踏まえ、最期を迎えるその時まで、その人らしい生き方を支援する。このことはどの時代においても一貫した看護の不変の理念である。

- その人らしさを尊重する生涯を通じた支援
- 専門職としての自律した判断と実践
- キーパーソンとしての多職種との協働

[世界アルツハイマーデー・月間]

- 毎年9月21日の「世界アルツハイマーデー」を含む10日間程度、認知症の啓発のためにポスターを掲示し、日本看護協会の建物を認知症支援のシンボルカラーであるオレンジでライトアップ



医療機関の看護職における認知症対応力向上の取り組み

研修プログラム「認知症高齢者の看護実践に必要な知識」の提供

- 診療報酬の認知症ケア加算 2 及び 3 の「認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る適切な研修」に該当
- 日本看護協会が研修DVDを収録・制作し、全国の都道府県看護協会で12時間（2日間）の講義・演習を実施
- 2024年度開催状況

開催場所：41都道府県協会 開催回数：71回 総修了者数：6,619名

在宅・介護領域の看護職における認知症対応力向上の取り組み

厚生労働省「高齢者権利擁護等推進事業」による「介護施設等における看護指導者養成研修」の実施

- 「高齢者権利擁護等推進事業」の一環として、「介護施設等における看護指導者養成研修」（2日間）を厚生労働省老健局からの事業協力依頼を受け、2005年より実施（受講者は都道府県から推薦）
- 「認知症高齢者の理解と看護」等、高齢者の尊厳の保持・権利擁護に必要な援助等を行うための専門的知識・技術を習得し、都道府県で研修の企画・立案や講師として活躍する看護指導者を養成する
- 2024年度までの総修了者数：1,945名

認知症看護に関する専門性の高い看護師の養成

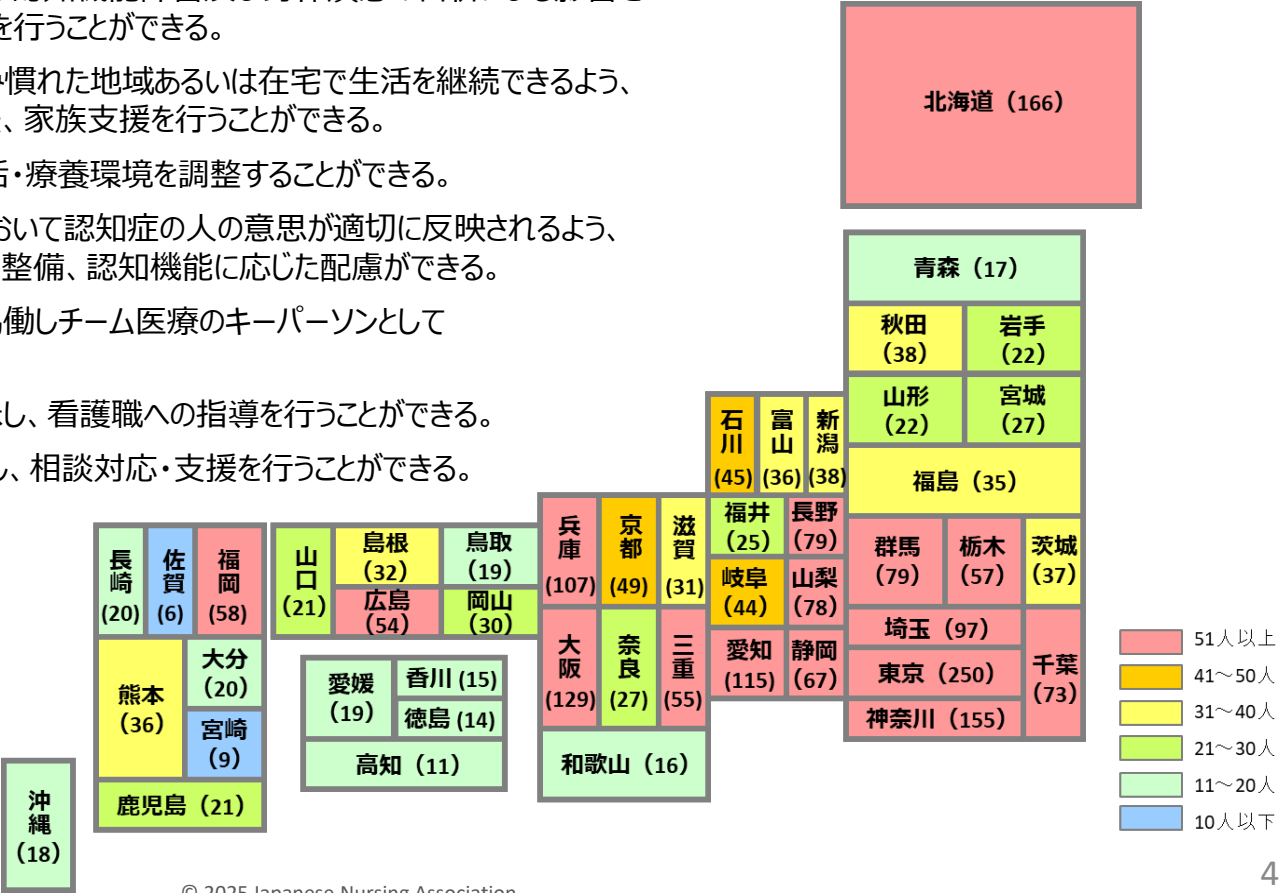
認知症看護認定看護師、老人看護専門看護師、精神看護専門看護師の資格認定

- 認知症看護認定看護師 2,419名、老人看護専門看護師 290名、精神看護専門看護師 454名（2024年12月25日）
- 診療報酬 認知症ケア加算 1 の「専任の常勤看護師」の要件（専任の認知症患者看護経験 5 年以上かつ認知症看護の研修600時間以上を修了）の研修要件に該当

認知症看護認定看護師数
全国2,419名（2024年12月25日時点）

- （期待される能力）〔B課程〕
1. 高い臨床推論力と病態判断力に基づいて、認知機能障害及び身体疾患の合併による影響をアセスメントし、治療的援助を含む健康管理を行うことができる。
 2. 認知症の発症からエンドオブライフまで、住み慣れた地域あるいは在宅で生活を継続できるよう、症状マネジメント及び生活機能の評価と支援、家族支援を行うことができる。
 3. 認知症の人がもてる力を発揮できるよう生活・療養環境を調整することができる。
 4. 認知症の人の権利を擁護し、あらゆる場において認知症の人の意思が適切に反映されるよう、意思決定能力の評価、人的・物理的環境の整備、認知機能に応じた配慮ができる。
 5. 地域包括ケアシステムにおいて、多職種と協働しチーム医療のキーパーソンとしてケアサービス推進の役割を果たすことができる。
 6. 認知症看護の実践を通して役割モデルを示し、看護職への指導を行うことができる。
 7. 認知症看護分野において、看護職等に対し、相談対応・支援を行うことができる。

※2020年より、認定看護師教育に
特定行為研修を組み込んだ教育課程
（B課程）を開始。医師があらかじめ作成した
手順書（指示）によって、看護師がタイムリー
に必要なケアを提供できるよう取り組んでいる。



- 認知症基本法では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されることなどが理念として規定されている。
- 認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、発症前後を含む初期・中期の段階で早期発見し早期に適切な対応を行うこと、認知症の人や家族が無理なく過ごせるための暮らしを支援する体制を早い段階で構築することが重要。
- 認知症の人や家族は症状の出現、進行に伴い、様々な不安や戸惑いを抱えている。高齢者・認知症看護外来を開設している病院では、症状・困りごとに関する丁寧な聴取と相談対応を行っており、地域の医療・介護サービス等との連携や情報共有等を行うなど、地域での患者・家族の生活を支えている。



外来において専門性の高い看護師が相談支援等を行う場合の評価を要望

- 上記のほか、入院医療において、安心・安全な医療・看護提供体制を整えるため、認知症治療病棟での認知症夜間対応加算について、看護職員が2名以上の場合の一段高い加算を要望。